

ベンジルアルコール非含有
リペアソルブ® S-2
NETIS登録番号：CB-170013-VE

三協化学株式会社

〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁4-68

TEL 052-931-3111 FAX 052-931-0976

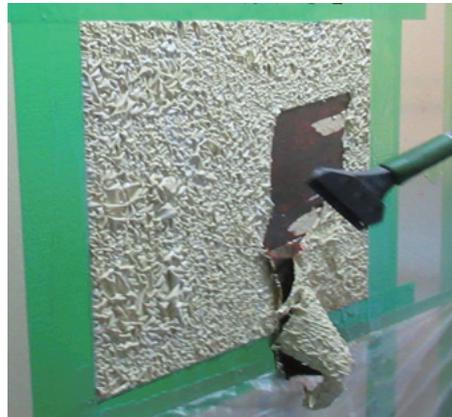
URL https://www.sankyo-chem.com/ mail info@sankyo-chem.com

[資料請求先] 剥離剤事業部 (TEL.052-931-3111)

[拠点] 東京事業所 (TEL.03-5289-4777)、九州事業所 (TEL.092-686-8898)、大阪事業所 (TEL.06-6203-7277)、北陸事業所 (TEL.076-293-1854)、横浜事業所 (TEL.045-317-8931)



剥離剤が塗膜に浸透し浮き上がった状態



塗膜除去時の状況

概要

水系非危険物の環境対応型塗膜剥離剤

鉛・PCB含有塗膜にも対応する、ベンジルアルコール非含有の水系塗膜剥離剤。従来の多くの水系塗膜剥離剤に含まれているベンジルアルコールは、中枢神経系への影響が懸念されるが、本製品はベンジルアルコール由来の毒性を含まないため作業への負担が大幅に軽減される。

国土交通省／土木研究所 土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン（案）改訂第2版 準拠品。

特長

- 強力な剥離力**
ジクロロメタン非含有でありながら、あらゆる塗料に対して効果があり、強力で剥離することができる。
- 極めて低臭**
溶剤臭がほとんどしないため、作業者に優しく、周辺環境に配慮した作業ができる。
- 非危険物**
消防法上の非危険物のため、火気や静電気による火災事故を防ぐことができる。
- 吹付け可能な高粘度タイプ**
液ダレしないよう適度な粘度があるため、刷毛塗りやスプレー吹きに適しており、安全に作業ができる。また剥離カスが散ることもない。

「ベンジルアルコール」に関する通達・政令の改正

橋梁などの鋼構造物の塗膜剥離において、ベンジルアルコールを含有する水系塗膜剥離剤が原因と疑われる労働災害が頻発していることから、厚生労働省は令和2年10月19日に基安化発1019第1号通達「剥離剤を使用した剥離作業における労働災害防止について」を发出し、剥離作業への注意喚起を行っている。また、「労働安全衛生法」の改正（令和3年1月1日施工）により、ベンジルアルコールのラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントが義務化された。

環境に対する有害性比較

対象品	水系／溶剤系	GHSシンボルマークと名称
リペアソルブS-2 ベンジルアルコール非含有	水系	 感嘆符
三協化学製剥離剤 ベンジルアルコール含有	水系	 健康有害性 感嘆符

※GHSシンボルマークの危険有害性情報

-  **健康有害性：**
臓器（中枢神経系、腎臓）の障害。長期にわたる、または反復曝露による臓器（中枢神経）の障害。
-  **感嘆符：**
飲み込むと有害の恐れ。皮膚に接触すると有害の恐れ。強い眼刺激。眠気またはめまいの恐れ。

ベンジルアルコール由来の毒性を含まない

本製品はベンジルアルコール非含有のため、特にベンジルアルコールによる「中枢神経系」への影響懸念が緩和され、作業への負担が大幅に軽減される。



●施工の流れを動画で公開中



ベンジルアルコールフリー
水系塗膜剥離剤
リペアソルブS-2